

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月27日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県選挙管理委員会規則第3号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第11章の2 <u>選挙運動の公費負担</u>（第50条の2—第50条の6）</p> <p>（証紙） 第9条の2 <u>法第142条第1項第1号、第2号及び第3号並びに第2項に規定するビラ</u>（以下この章において「ビラ」という。）は、県委員会が交付する別記第2号様式の3の証紙をはらなければ頒布することができない。</p> <p>第11章の2 <u>選挙運動の公費負担</u> （自動車の使用等の契約締結の届出） 第50条の2 <u>香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</u>（平成6年香川県条例第1号。以下「<u>公費負担条例</u>」という。）第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、<u>公費負担条例</u>第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、<u>公費負担条例</u>第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（自動車の使用等の公費負担の確認申請等） 第50条の3 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下この章において同じ。）は、<u>公費負担条例</u>第4条第2号イ、第8条又は第11条の規</p>	<p>目次 第11章の2 <u>自動車の使用及びポスターの作成の公営</u>（第50条の2—第50条の6）</p> <p>（証紙） 第9条の2 <u>法第142条第1項第1号及び第2号並びに第2項に規定するビラ</u>（以下この章において「ビラ」という。）は、県委員会が交付する別記第2号様式の3の証紙をはらなければ頒布することができない。</p> <p>第11章の2 <u>自動車の使用及びポスターの作成の公営</u> （自動車の使用等の契約締結の届出） 第50条の2 <u>香川県議会議員及び香川県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例</u>（平成6年香川県条例第1号。以下「<u>公営条例</u>」という。）第2条又は第6条の規定の適用を受けようとする者は、<u>公営条例</u>第3条又は第7条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、<u>公営条例</u>第3条又は第7条の規定による届出をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（自動車の使用等の公営の確認申請等） 第50条の3 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下この章において同じ。）は、<u>公営条例</u>第4条第2号イ又は第8条の規定による確認</p>

定による確認を受けようとする場合には、県委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 略

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第50条の4 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、公費負担条例第3条に規定する有償契約を締結した自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、公費負担条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は公費負担条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

(契約業者等への自動車使用証明書等の提出)

第50条の5 候補者は、自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書を、公費負担条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ別記第20号様式の6、別記第20号様式の7及び別記第20号様式の8に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第50条の6 契約業者等は、公費負担条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、当該証明書のほかに第50条の3第2項の確認書）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、別記第20号様式の9に準じて作成しなければならない。

を受けようとする場合には、県委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 略

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第50条の4 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、公営条例第3条に規定する有償契約を締結した自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）又は公営条例第7条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

(契約業者等への自動車使用証明書等の提出)

第50条の5 候補者は、自動車使用証明書又はポスター作成証明書を、公営条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する自動車使用証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ別記第20号様式の6及び別記第20号様式の7に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第50条の6 契約業者等は、公営条例第4条又は第8条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の自動車使用証明書又はポスター作成証明書（燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては、当該証明書のほかに第50条の3第2項の確認書）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、別記第20号様式の8に準じて作成しなければならない。

第20号様式の3（第50条の2関係）

その1（選挙運動用自動車の使用の契約届出書） 略

その2（ビラ作成契約届出書）

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 香川県知事選挙

候補者 ㊟

香川県選挙管理委員会委員長 殿

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

その3（ポスター作成契約届出書） 略

第20号様式の3（第50条の2関係）

その1（選挙運動用自動車の使用の契約届出書） 略

その2（ポスター作成契約届出書） 略

第20号様式の4（第50条の3関係）
その1（自動車燃料代確認申請書）

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 ⑩

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(電話番号)
- 3 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

第20号様式の4（第50条の3関係）
その1（自動車燃料代確認申請書）

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 ⑩

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(電話番号)
- 3 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

その2 (ビラ作成枚数確認申請書)

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行 香川県知事選挙

候補者 ㊤

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(電話番号)
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

その3 (ポスター作成枚数確認申請書)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者

㊞

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(電話番号)
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

その2 (ポスター作成枚数確認申請書)

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者

㊞

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(電話番号)
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第20号様式の5（第50条の3関係）

その1（自動車燃料代確認書）

（確認番号）

第 号

自動車燃料代確認書

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 印

記

1 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

2 候補者の氏名

3 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

第20号様式の5（第50条の3関係）

その1（自動車燃料代確認書）

（確認番号）

第 号

自動車燃料代確認書

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 印

記

1 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

2 候補者の氏名

3 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

その2 (ビラ作成枚数確認書)

(確認番号)

第 号

ビラ作成枚数確認書

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 印

記

1 年 月 日執行 香川県知事選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

その3 (ポスター作成枚数確認書)

(確認番号)
第 号
ポスター作成枚数確認書

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 印

記

1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。

第20号様式の6 (第50条の5関係) 略

その2 (ポスター作成枚数確認書)

(確認番号)
第 号
ポスター作成枚数確認書

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

香川県選挙管理委員会委員長 印

記

1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。

第20号様式の6 (第50条の5関係) 略

第20号様式の7（第50条の5関係）

（ビラ作成証明書）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 香川県知事選挙

候補者

㊞

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚数

13万枚

（2）限度額

イ 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合

7円30銭（単価）×確認書により確認された作成枚数＝限度額

ロ 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$365,000円 + 4円88銭 \times \left(\frac{\text{確認書により確認された作成枚数} - 5万枚}{\text{確認書により確認された作成枚数}} \right) = \text{単価} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
 単価×確認書により確認された作成枚数＝限度額

第20号様式の8 (第50条の5関係) 略

第20号様式の9 (第50条の6関係)

その1 (請求書 (選挙運動用自動車の使用))

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名 ㊤
(電話番号)

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 支払先 (請求者と口座名義が異なる場合は、受領権限についての委任状が必要です。)

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義 (フリガナ)
銀行 (支) 店	当座・普通		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書) とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙) その1 略

(別紙) その2 略

第20号様式の7 (第50条の5関係) 略

第20号様式の8 (第50条の6関係)

その1 (請求書 (選挙運動用自動車の使用))

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名 ㊤

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書) とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙) その1 略

(別紙) その2 略

その2 (請求書 (ビラの作成))

請 求 書

(ビラの作成)

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

㊞

(電話番号)

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 香川県知事選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 支払先 (請求者と口座名義が異なる場合は、受領権限についての委任状が必要です。)

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義 (フリガナ)
銀行 (支) 店	当座・普通		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)= (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)= (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)= (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 7円30銭
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合
$$365,000円 + 4円88銭 \times \left[\frac{\text{確認書により確認された作成枚数} - 5万枚}{\text{確認書により確認された作成枚数}} \right] \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その3 (請求書 (ポスターの作成))

請 求 書
(ポスターの作成)

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
香川県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名 ㊞
(電話番号)

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 支払先 (請求者と口座名義が異なる場合は、受領権限についての委任状が必要です。)

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義 (フリガナ)
銀行 (支) 店	当座・普通		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

その2 (請求書 (ポスターの作成))

請 求 書
(ポスターの作成)

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
香川県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名 ㊞

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙) 略